

令和 8 年度 南島原市特定任期付職員採用選考案内

南島原市では、民間企業等における専門的な知識、豊富な実務・マネジメント経験等を有する方に、南島原市の施策推進にその能力を発揮していただくため、特定任期付職員の採用選考を次のとおり行います。

1. 受 付 期 間 令和 8 年 9 月 1 1 日（金）～令和 8 年 1 0 月 5 日（月）午後 5 時まで

2. 受 付 場 所 インターネットによる申し込み（1 0 に記載のとおり）

3. 第一次選考 書類審査 令和 8 年 1 0 月 初旬

4. 第二次選考 口述審査 令和 8 年 1 0 月 中旬（場所：南島原市役所）

5. 採用予定日 令和 8 年 1 1 月 1 日（日）
（勤務開始時期については、希望を考慮の上調整します。）

6. 採用職種、任期及び採用予定人員

職 種	職	任 期	採用予定人員
特定任期付職員	D X ・ 広報担当理事 （部長級）	採用日から 令和 9 年 3 月 3 1 日 ※	1 名

※ 任期については、勤務成績、業務の進捗状況等により、採用日から 5 年間を限度に本人の同意を得て期間を延長することもあります。

7. 担当業務及び勤務先

（1）担当業務

- ① 本市の D X 推進、生成 A I の活用推進に関すること
- ② 市民への情報発信及び広報に関すること
- ③ その他市長が指示する業務に関すること

（2）勤務先

総務部（南島原市西有家町里坊 9 6 番地 2 西有家庁舎）

8. 応募資格

（1）次の要件をすべて満たす者

- ① デジタルツールの企画・立案・開発及び広報ツール制作等に関する実務経験を有する者
- ② 民間企業等において、管理職として組織をマネジメントした経験を有する者

（2）年齢制限なし

（3）ただし、次のいずれかの要件に該当する者は応募できません。

- ア 日本国籍を有しない者
 イ 地方公務員法第 16 条に該当する者
 ○拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 ○南島原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 ○日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

9. 選考の方法

区 分		内 容	日 程	発 表
第 一 次 選 考	書類審査	職務経歴書の内容に基づき、適性等の審査を行います。	令和 8 年 10 月初旬	合否にかかわらず第一次選考応募者全員に文書で通知します。
第 二 次 選 考	口述審査	第一次選考合格者に対し、人物及び専門的知識等について個別面接方式により審査を行います。	令和 8 年 10 月中旬※	合否にかかわらず第二次選考実施者全員に文書で通知します。

※ 第二次選考の日程は申込状況により変更になる場合がありますが、第二次選考の詳細日程、必要書類等については、第一次選考合格者全員に文書で通知します。

10. 選考受験手続及び受付期間

※インターネットにより申し込みを行ってください。

受 付 期 間	令和 8 年 9 月 1 1 日（金）から令和 8 年 1 0 月 5 日（月） 1 7 時まで
手続方法	●インターネットから受験申込サイト（パブリックコネクト）のサイトよりお申込ください。 https://public-connect.jp/employer/23
手続上の注意	（ア）通信障害等のトラブルについては、一切の責任を負いませんので余裕をもってお申込みください。 （イ）顔写真データ（帽子をかぶらないで正面から上半身を撮影したもので、本人とはっきり分かるもの）を添付してください。 （ウ）採用選考申込書とは別に下記の様式を添付してお申し込みください。 様式 職務経歴書

受験票	受験票は、受験申込サイト（パブリックコネクト）内「マイページ」の「エントリー一覧」からダウンロードし、各自 A 4 サイズの用紙に印刷して、試験当日ご持参ください。
個人情報の取扱い	申込者から取得する個人情報は、南島原市の職員を採用するという目的を達成するために利用するものであり、職員採用に係る業務に必要な範囲でしか利用しません。

12. 勤務条件等

（１）給与

- ①給料は、南島原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の規定に基づき支給されます。給料月額 2 号級 4 5 5 , 0 0 0 円
- ②上記のほか、通勤手当及び期末・勤勉手当が支給されます。扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等は支給されません。（参考：年間給与 約 6 0 0 万円）

（２）勤務時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（休憩時間 正午～午後 1 時）

（３）休日・休暇

週休 2 日制。休暇は、1 年間に 2 0 日（初年度は採用日により異なります。）付与される年次有給休暇をはじめ、慶弔休暇、夏季休暇等があります。

（４）服務

特定任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

（５）年金・健康保険等

長崎県市町村職員共済組合に加入することになります。

13. その他

- （１）採用選考申込書等から取得する個人情報は、この採用選考及び採用のため必要な範囲でしか利用しません。
- （２）応募資格がないことが判明した場合、採用を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用を取り消すことがあります。

14. 問い合わせ先

〒 8 5 9 - 2 2 1 1

長崎県南島原市西有家町里坊 9 6 番地 2

南島原市役所 総務部 人事課

電話（直通）： 0 9 5 7 - 7 3 - 6 6 2 3

南島原市ホームページ： <https://www.city.minamishimabara.lg.jp/>

メールアドレス（人事課）： jinji@city.minamishimabara.lg.jp